

全 建 事 発 第 0 7 2 号
令 和 6 年 9 月 1 8 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

令和六年能登半島地震の被災地域における
経営事項審査の取扱いについて（周知依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経営事項審査の有効期間に係る特例的な取扱いを規定した「建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第83号）」が公布され、同年9月1日から施行されたところです。

本省令は、能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの）について、特例的に本改正により、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間に限り、令和4年10月28日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとしたものです。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ本件について周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

- 別添1 国土交通省通知文
- 別添2 各地方整備局・都道府県宛通知文
- 別添3 官報

（担当）事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp